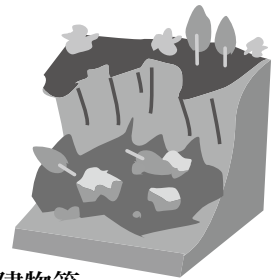


災害時の避難について

災害時の避難について確認しましょう

災害が起きたときは、どう行動するのかを自分で判断しなければいけません。避難を考えたとき、避難所までの道のりが安全かどうかはとても重要です。避難所へ行くこと自体が危険なときは「近くの安全な場所※1」への避難。また、家の中でもできる避難行動として「屋内安全確保※2」があります。

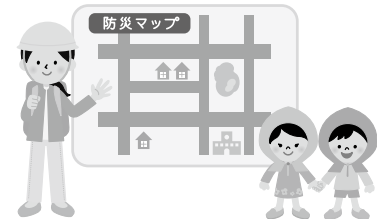


※1 「近くの安全な場所」：指定された避難所ではない近隣のより安全な場所・建物等

※2 「屋内安全確保」：建物内において、より安全な部屋等への移動

避難する場所は、

- 安全な場所にある親戚・知人宅への避難
- 行政区で開設されている一時避難所(集会所等)
- 家の中の安全なところ などがああります。



日頃から家族や地域の皆さんで、緊急時の行動や避難所について相談しましょう。また、避難する際は、ご近所の方や高齢者の方への声かけをし、安全に避難できるよう支援しましょう。(共助)

規模の大きな災害時には村が避難所(指定避難所)を開設します。

村の指定避難所一覧(緊急時問い合わせ先:総務課 Tel55-3111)

- | | | |
|---------------|------------|--------------|
| ・保健生涯学習施設ハレスコ | ・勤労者体育センター | ・農業構造改善センター |
| ・蓬田小学校体育館 | ・旧蓬田中学校体育館 | ・ひらた清風中学校体育館 |
| ・小平小学校体育館 | ・旧小平中学校体育館 | ・林業研修会館 |
| ・小平老人福祉センター | ・道の駅ひらた | |

非常用持ち出しバッグの準備、できていますか？

避難の際は、普段とは違う環境で避難生活を送ります。非常用持ち出しバッグを準備して、いつでも持ち出せるようにしておきましょう。自分のものは自分で持っていくことを意識し、荷物を持って早めの避難を心がけてください。

非常用持ち出しバッグに入れて置くもの(一例)

- ・飲料水 ・食料 ・マスク、手指用アルコール ・タオル ・衣類、下着
- ・くつ、スリッパ ・ヘルメット、帽子 ・携帯電話(充電器も)携帯バッテリー
- ・軍手、手袋 ・懐中電灯(予備電池も) ・携帯ラジオ
- ・救急用品(ばんそうこう等、常備薬、お薬手帳など)
- ・貴重品(現金、印鑑、預金通帳、マイナンバーカード、健康保険証、免許証のコピーなど)
- ・衛生用品(歯ブラシなど) ・筆記用具 ・ろうそく、ライター

上記のほかに、可能であれば次のものも用意しておく便利なもの。

- ・万能ナイフ ・ビニール袋、シート ・雨具 ・くし、ブラシ、鏡 ・化粧品

これらは一般的なものですが、赤ちゃんや高齢者の方など一人ひとり必要なものは変わってくるので、家族で持ち出しバッグの中身について話し合しましょう。

「自分の命は自分で守る」

「自分の地域は地域の人々で守る」自助・共助の精神が大切です

9月は「不法投棄防止強調月間」です！

不法投棄とは？

廃棄物処理法では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と定められており、これに違反してごみを投棄することを「不法投棄」といいます。

ごみを捨てたり埋めたりするほか、ごみを放置しているような状態(不適正保管)も不法投棄に該当する場合があります。

たとえ、自分の土地であっても違法な行為です。

また、土地の所有者は、自分の土地を清潔に保つように努めなければなりません。

罰則:不法投棄を行うと、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金(法人は3億円以下の罰金)に処せられます。

不法投棄を見つけたら通報を！

不法投棄は発見が遅れると環境汚染が拡大するおそれがあるほか、行為者の特定が難しくなる場合もあります。早期の段階でやめさせることが重要ですので、ためらわず県や市町村に通報してください。

※不法投棄者に接触することは大変危険ですので、無理な写真撮影や声かけをしないでください！



通報はこちらへ

県中地方振興局 県民環境部 環境課 ☎024-935-1502
または 住民課 ☎55-3112



9月20日から26日は動物愛護週間です。

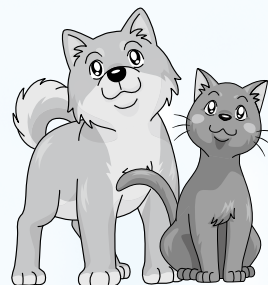


～動物は、愛情と責任を持って飼いましょう～

マナーをしっかり守って飼うようにしましょう。

1 犬の正しい飼い方について

- (1) 犬を飼ったら、必ず“登録”と“狂犬病予防注射”を受けましょう。
- (2) 名札、鑑札と注射済票などを犬に装着しましょう。
(鑑札、注射済票番号で飼い主がわかります)
※済票の交付を受けてない場合は、役場へ来庁ください。
- (3) 飼い犬を迷子にさせないでください。
(リードや首輪の点検を定期的に行いましょう)
- (4) 犬の散歩の際は、必ずリードをつけ、フンは持ち帰りましょう。
- (5) ペットが逃げてしまったら、保健所、役場、警察等にすぐ連絡しましょう。



2 猫の正しい飼い方について

- (1) 猫はできるだけ室内で飼いましょう。
- (2) 飼い猫を迷子にさせないでください(名札をつけましょう)
- (3) 野良猫に餌を与えた結果、不幸な子猫が生まれるケースが増えています。
・野良猫に餌を与えている方は、その猫の管理者(飼育者)となります。
責任の取れないエサやりはやめてください。

3 動物がみだりに繁殖しないよう、不妊手術等適切な繁殖制限をしましょう。

4 動物の遺棄・虐待は犯罪です

- (1) 愛護動物を遺棄・虐待した場合 ⇒ 1年以下の懲役または100万円以下の罰金。
- (2) 愛護動物を殺傷した場合 ⇒ 5年以下の懲役または500万円以下の罰金。

5 災害時のペット対策としてキャリーバッグ、フード、水、トイレ用品などを準備しておきましょう。

住民課 ☎55-3112